

改 正 後	改 正 前
<p>3 貸金業関係</p> <p>3-1 登録の申請、届出関係</p> <p>(略)</p> <p>3-1-1 登録申請書、届出書の受理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 法第4条第2項第4号に規定する「営業所又は事務所の所在地を証する書面又はその写し」については、次によるものとする。</p> <p>① 営業所等（自動契約受付機及び現金自動設備を除く。）については、当該営業所等の所有又は賃貸借の態様に応じて、<u>登記事項証明書</u>、<u>固定資産税課税通知書</u>（課税物件明細の記載があるもの）、所有者からの使用承諾書（貸金業の営業所等として使用されることを承諾する旨の記載のあるもの）、又は賃貸借契約書等</p> <p>② ～ ④ (略)</p> <p>(4) ～ (8) (略)</p> <p>3-1-2 ～ 3-1-7 (略)</p> <p>3-2 ～ 3-9 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>3 貸金業関係</p> <p>3-1 登録の申請、届出関係</p> <p>(略)</p> <p>3-1-1 登録申請書、届出書の受理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 法第4条第2項第4号に規定する「営業所又は事務所の所在地を証する書面又はその写し」については、次によるものとする。</p> <p>① 営業所等（自動契約受付機及び現金自動設備を除く。）については、当該営業所等の所有又は賃貸借の態様に応じて、<u>登記簿謄本</u>、<u>固定資産税課税通知書</u>（課税物件明細の記載があるもの）、所有者からの使用承諾書（貸金業の営業所等として使用されることを承諾する旨の記載のあるもの）、又は賃貸借契約書等</p> <p>② ～ ④ (略)</p> <p>(4) ～ (8) (略)</p> <p>3-1-2 ～ 3-1-7 (略)</p> <p>3-2 ～ 3-9 (略)</p> <p>経過措置</p> <p>以下の規定については、平成15年12月31日までの間適用する。</p> <p>1. 取立て行為の規制（改正前事務ガイドライン3-2-2）</p> <p>法第21条第1項（取立て行為の規制。法第24条第2項、法第24条の2第2項、法第24条の3第2項、法第24条の4第2項、法第24条の5第2項において準用</p>

する場合を含む。)の規定に係る監督に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 貸金業者又は債権の取立てについて委託を受けた者等が、債務者、保証人等を威迫する次のような言動を行ってはならないこと。

- ① 暴力的な態度をとること。
- ② 大声をあげたり、乱暴な言葉を使ったりすること。
- ③ 多人数で押し掛けること。

(2) 債務者、保証人等の私生活又は業務の平穩を害する次のような言動を行ってはならないこと。

- ① 正当な理由なく、午後9時から午前8時まで、その他不適当な時間帯に、電話で連絡し若しくは電報を送達し又は訪問すること。
- ② 反復継続して、電話で連絡し若しくは電報を送達し又は訪問すること。
- ③ はり紙、落書き、その他いかなる手段であるかを問わず、債務者の借入れに関する事実、その他プライバシーに関する事項等をあからさまにすること。
- ④ 勤務先を訪問して、債務者、保証人等を困惑させたり、不利益を被らせたりすること。

(3) その他、債務者、保証人等に対し、次のような行為をしてはならないこと。

- ① 他の貸金業者からの借入れ又はクレジットカードの使用等により弁済することを要求すること。
- ② 債務処理に関する権限を弁護士に委任した旨の通知、司法書士法第3条第1項第6号及び第7号に規定する業務(簡裁訴訟代理関係業務)に関する権限を同法第3条第2項に規定する司法書士に委任した旨の通知、又は調停、破産その他裁判手続をとったことの通知を受けた後に、正当な理由なく支払請求をすること。
- ③ 法律上支払義務のない者に対し、支払請求をしたり、必要以上に取立てへの協力を要求すること。
- ④ その他正当と認められない方法によって請求をしたり取立てをすること。

2. 取引関係の正常化(改正前事務ガイドライン3-2-3)

上記のほか、貸金業者の監督に当たっては、資金需要者等の利益の保護を図る観点から、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 債務者、保証人その他の債務の弁済を行おうとする者から、帳簿の記載事項のうち、当該弁済に係る債務の内容について開示を求められたときに協力すること。

(2) 契約を締結するに際して、契約内容を文書又は口頭で十分説明すること。

(3) 契約を締結するに際しては、次に掲げる行為を行ってはならないこと。

- ① 白紙委任状及びこれに類する書面を徴求すること。

- ② 白地手形及び白地小切手を徴求すること。
 - ③ クレジットカードを担保等として徴求すること。
 - ④ 貸付け金額に比し、過大な担保を徴求すること。
 - ⑤ 印鑑、預貯金通帳・証書、キャッシュカード、運転免許証、健康保険証、年金受給証等の債務者の社会生活上必要な証明書等を徴求すること。
- (4) 包括契約を締結したとき及び当該包括契約に基づく貸付けを行ったときは、そのいずれの場合にも、その内容を明らかにする書面をその相手方に交付すること。また、その書面は、債務者が自己の債務の内容を正確に把握し、弁済計画の参考とする程度の一義的、具体的、明確なものであること。
- (5) バス又は乗用車等の巡回により貸付けに関する業務の全部又は一部を営む行為は、安全性や顧客とのトラブルの発生等の問題があることから、行ってはならないこと。
- (6) 顧客の信用情報について、不必要な事項の調査、調査事項の貸付け目的以外への使用等顧客のプライバシーの侵害となるような行為は行ってはならないこと。
- (7) 貸金業以外の業務を行っている場合において、当該貸金業以外の業務に関して貸金業者の登録番号を使用してはならないこと。
- (8) 社会的に過剰宣伝であると批判を浴びるような過度の広告をしてはならないこと。
- (9) 貸付けの利率について、出資法に定められた上限利率にかかわらず、自らの経営努力により、可能な限り引き下げ、もって資金需要者の負担の軽減を図るよう努めること。
- (10) 法第17条第2項の規定により、保証人となろうとする者に当該保証契約の内容を説明する書面を交付するときは、保証人となろうとする者があらかじめ保証契約の内容を十分理解した上で保証契約を締結するとの法の趣旨に沿って交付すること。
- (11) 法第17条（法第24条第2項、法第24条の2第2項、法第24条の3第2項、法第24条の4第2項、法第24条の5第2項において準用する場合を含む。）に規定する書面における規則第14条第1項第1号イに定める事項の記載については、保証の種類（連帯保証、根保証等）及びその効力（根保証の場合における極度額の説明を含む。）をわかりやすく記載するなど、保証人となろうとする者が保証契約の内容を十分理解しうる内容であること。

3. 貸金業協会に対する監督、信用情報機関（改正前事務ガイドライン3-4, 5）
協会に対する法第4章の規定に係る監督に当たっては、資金需要者等の保護の観点から、地方自治法第245条の4の規定に基づき、各都道府県知事に対して、その事

務の運営について、以下のとおり助言、勧告を行っているので、参考とされたい。

一 貸金業協会に対する監督

貸金業協会に対する法第4章の規定に係る監督に当たっては、資金需要者等の保護の観点から、以下の事項に留意されたい。

1 業務に関する事項

(1) 法第13条及び下記の留意事項の趣旨に沿って、貸付けに関する自主規制基準を作成しているか。

・顧客に対し、必要とする以上の金額の借入れを勧誘したり、借入意欲をそそるような勧誘をしてはならないこと。

(2) 法第21条第1項（法第24条第2項、法第24条の2第2項、法第24条の3第2項、法第24条の4第2項、法第24条の5第2項において準用する場合を含む。）及び下記の留意事項の趣旨に沿って、取立て行為の自主規制基準を作成しているか。

イ 貸金業者又は債権の取立てについて委託を受けた者等が、債務者、保証人等を威迫する次のような言動を行ってはならないこと。

- ① 暴力的な態度をとること。
- ② 大声をあげたり、乱暴な言葉を使ったりすること。
- ③ 多人数で押し掛けること。

ロ 債務者、保証人等の私生活又は業務の平穩を害する次のような言動を行ってはならないこと。

- ① 正当な理由なく、午後9時から午前8時まで、その他不適当な時間帯に、電話で連絡し若しくは電報を送達し又は訪問すること。
- ② 反復継続して、電話で連絡し若しくは電報を送達し又は訪問すること。
- ③ はり紙、落書き、その他いかなる手段であるかを問わず、債務者の借入れに関する事実、その他プライバシーに関する事項等をあからさまにすること。
- ④ 勤務先を訪問して、債務者、保証人等を困惑させたり、不利益を被らせたりすること。

ハ その他、債務者、保証人等に対し、次のような行為をしてはならないこと。

- ① 他の貸金業者からの借入れ又はクレジットカードの使用等により弁済することを要求すること。
- ② 債務処理に関する権限を弁護士に委任した旨の通知、司法書士法第3条第1項第6号及び第7号に規定する業務（簡裁訴訟代理関係業務）に関する権限を同法第3条第2項に規定する司法書士に委任した旨の通知、又は調停、破産その他裁判手続をとったことの通知を受けた後に、正当な理由

なく支払請求をすること。

③ 法律上支払義務のない者に対し、支払請求をしたり、必要以上に取立てへの協力を要求すること。

④ その他正当と認められない方法によって請求をしたり取立てをすること。

新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>5 プリペイドカード関係</p> <div data-bbox="226 400 875 520" style="border: 3px double black; padding: 5px;"> <p>5-3 自家発行型前払式証票の発行届出</p> </div> <p>(略)</p> <p>5-3-1 営業所又は事務所</p> <p>規則第7条第2項第1号に規定する「営業所又は事務所」とは、自家型発行者が自家発行型前払式証票の発行の業務の全部又はその一部を反復継続して営んでいる一定の場所をいうものとする。なお、登記されている営業所又は事務所については、<u>法人の登記事項証明書</u>（添付書類）と照合するものとする。</p> <p>5-3-2 (略)</p>	<p>5 プリペイドカード関係</p> <div data-bbox="1135 400 1785 520" style="border: 3px double black; padding: 5px;"> <p>5-3 自家発行型前払式証票の発行届出</p> </div> <p>(略)</p> <p>5-3-1 営業所又は事務所</p> <p>規則第7条第2項第1号に規定する「営業所又は事務所」とは、自家型発行者が自家発行型前払式証票の発行の業務の全部又はその一部を反復継続して営んでいる一定の場所をいうものとする。なお、登記されている営業所又は事務所については、<u>法人登記簿謄本</u>（添付書類）と照合するものとする。</p> <p>5-3-2 (略)</p>

新旧対照表

改 正 後	現 行
<div data-bbox="226 331 714 453" style="border: 3px double black; padding: 5px;"> <p>5-4 第三者型発行者の登録</p> </div> <p>(略)</p> <p>5-4-1 営業所又は事務所</p> <p>規則第10条第1号に規定する「営業所又は事務所」とは、第三者型発行者が第三者発行型前払式証票の発行の業務の全部又はその一部を反復継続して営んでいる一定の場所をいうものとし、登記されている営業所又は事務所については、<u>法人の登記事項証明書</u>（添付書類）と照合するものとする。</p> <p>5-4-2 ～ 5-4-7 (略)</p>	<div data-bbox="1135 331 1624 453" style="border: 3px double black; padding: 5px;"> <p>5-4 第三者型発行者の登録</p> </div> <p>(略)</p> <p>5-4-1 営業所又は事務所</p> <p>規則第10条第1号に規定する「営業所又は事務所」とは、第三者型発行者が第三者発行型前払式証票の発行の業務の全部又はその一部を反復継続して営んでいる一定の場所をいうものとし、登記されている営業所又は事務所については、<u>法人登記簿謄本</u>（添付書類）と照合するものとする。</p> <p>5-4-2 ～ 5-4-7 (略)</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）（新旧対照表）

改正後	現行
<p>6 商品ファンド業関係</p> <p>6-1 投資の対象及び割合</p> <p>6-1-2 商品投資以外の投資 法第2条第1項に規定する「商品投資」以外に投資する場合には、以下を満たすものとする。</p> <p>(1) 金融商品（信託受益権、譲渡性預金、抵当証券、証券取引法第2条に規定する有価証券及び証券先物取引（証券取引法第2条第20項に規定する有価証券先物取引、同条第21項に規定する有価証券指数等先物取引、同条第22項に規定する有価証券オプション取引及び同条第23項に規定する外国市場証券先物取引をいう。以下同じ。）並びに金融先物取引法第2条第11項に規定する金融先物取引等をいう。以下同じ。）を投資対象として組み入れる場合には、法第2条第1項に規定する商品投資により運用する金額が運用財産の総額の二分の一超であることとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>6-2 申請及び届出</p>	<p>6 商品ファンド業関係</p> <p>6-1 投資の対象及び割合</p> <p>6-1-2 商品投資以外の投資 法第2条第1項に規定する「商品投資」以外に投資する場合には、以下を満たすものとする。</p> <p>(1) 金融商品（信託受益権、譲渡性預金、抵当証券、証券取引法第2条に規定する有価証券及び証券先物取引（証券取引法第2条第17項に規定する有価証券先物取引、同条18項に規定する有価証券指数等先物取引、同条第19項に規定する有価証券オプション取引及び同条第20項に規定する外国市場証券先物取引をいう。以下同じ。）並びに金融先物取引法第2条第9項に規定する金融先物取引等をいう。以下同じ。）を投資対象として組み入れる場合には、法第2条第1項に規定する商品投資により運用する金額が運用財産の総額の二分の一超であることとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>6-2 申請及び届出</p>

6-2-5 業務報告書

許可省令第14条の規定による商品投資販売業に関する業務報告書を受理した場合には、その写し一通を遅滞なく監督局長に送付するものとする。

6-2-5 事業報告書

許可省令第14条の規定による商品投資販売業に関する事業報告書及び中間業務報告書を受理した場合には、その写し一通を遅滞なく監督局長に送付するものとする。

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）（新旧対照表）

改正後	現行
<p>7 不動産特定共同事業関係</p> <p>7-2 許認可届出事項</p> <p>7-2-1 許可の申請</p> <p>法第5条第1項及び第8条第1項に規定する許可申請書の提出があったときは、次に掲げる事項に留意するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 外国法人である場合には、法第5条第2項第2号に規定する「これに代わる書面」として、本国における主たる事務所に係る<u>登記事項証明書</u>又はこれに準ずる書面及び国内の主たる事務所に係る<u>登記事項証明書</u>を添付していること。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>7 不動産特定共同事業関係</p> <p>7-2 許認可届出事項</p> <p>7-2-1 許可の申請</p> <p>法第5条第1項及び第8条第1項に規定する許可申請書の提出があったときは、次に掲げる事項に留意するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 外国法人である場合には、法第5条第2項第2号に規定する「これに代わる書面」として、本国における主たる事務所に係る<u>登記簿の謄本</u>又はこれに準ずる書面及び国内の主たる事務所に係る<u>登記簿の謄本</u>を添付していること。</p> <p>(4) (略)</p>